

ID: 40

担当部署: 教育委員会事務局 教育総務課

処分の概要	入園の許可		
例規名 根拠条項	村田町立幼稚園園則 第4条第3項		
例規番号	平成3年教育委員会規則第5号		
<p>【基準】</p> <p>第4条の規定による。 (入園)</p> <p>第4条 幼児の入園は、毎年4月とする。ただし、欠員がある場合は、臨時に入園させることがある。</p> <p>2 幼児を入園させようとするときは、その保護者は、入園願書(様式第1号)を園長に提出しなければならない。</p> <p>3 園長は、入園を出願した幼児について、その能力、身体等を検査し、相当と認める者に入園を許可するものとする。ただし、園長が検査の必要がないと認めるときは、検査を省略することができる。</p>			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日